

事務連絡
令和2年3月10日

一般社団法人 兵庫県電業協会
会長 小山 惠生 様

兵庫県農政環境部環境管理局
水大気課環境影響評価室長

「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」の制定について（お知らせ）

本県の環境行政の推進について平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月3日に「環境影響評価に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」を改正し、事業区域面積5ha以上の太陽電池発電所の新增設については「環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）」の対象事業に追加し、令和2年4月1日に改正規則を施行しますが、アセス条例対象よりさらに小規模で、特に森林伐採等の自然改変を伴う太陽光発電所の新增設については今後も県内で数多くの建設計画が見込まれます。

このような状況に鑑み、本日付けで下記1のとおり、標記指針を制定し、小規模太陽光発電所の新增設に対して環境面での対策強化を行うこととしました。

また、あわせて本日付けで下記2のとおり、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年条例第14号。以下「太陽光条例」という。）における「太陽光発電施設の設置等に関する基準（施設基準）」の改正を行いましたので、お知らせします。

つきましては、本文書の内容をご確認いただくとともに、下記3の事項についてご配慮くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」の制定

「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」を本日付けで制定し、事業区域0.5ha^{※1}以上の太陽光発電所の新增設（森林^{※2}の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するものに限る。）を行う事業者には工事着手の60日前までに自然環境調査の実施及び調査結果報告書の提出が必要となります。本日から適用を開始します。

※1 太陽光条例の対象規模相当（たつの市など一部市町の区域は0.1ha）。三田市の市街化調整区域は市条例許可対象の300m²。

※2 森林法第2条で定義される森林をいう。

2 太陽光条例における「太陽光発電施設の施設基準」の改正

「太陽光発電施設の施設基準」に「動植物」の項目を追加する改正・告示を本日付けで行いました。施行は令和2年4月1日です。これに伴い、太陽光条例の事業計画届出対象である太陽光発電施設の設置者は、上記1の調査結果報告書*を事業計画届出書へ添付することが必要となります。

※ 環境アセス条例対象事業の場合は環境アセス書

表 太陽光発電所の新增設に係る自然環境調査と環境アセス手続

区分	0.5ha*以上（森林伐採等を伴うもの） （概ね 200kW 以上）	5 ha 以上 100ha 未満 （概ね 2,000kW 以上）	出力 4 万 kW 以上 （概ね 100ha 以上）
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する 自然環境調査指針 [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	自然環境調査 （調査結果報告書作成）	環境アセス手続 （環境アセス書作成）	
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 （直接事業者へ）	知事意見 （国を通じて事業者へ）
適用	令和 2 年 3 月 10 日適用開始	令和 2 年 4 月 1 日施行	
太陽光条例 との関係	太陽光発電施設の事業計画届出書に自然環境調査結果報告書又は環境アセス書を添付		

※太陽光条例の対象規模相当（たつの市など一部市町の区域は 0.1ha）。三田市の市街化調整区域は市条例許可対象の 300m²。

3 ご配慮いただきたい事項

- (1) 本事務連絡の内容について、貴団体の会員へ情報提供ください。
- (2) 事業者から小規模太陽光発電所の設置についてご相談等があれば、当室をご案内いたたくとともに、別添のチラシの事業者へご提供ください。

4 添付資料

- (1) 小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針
- (2) チラシ（小規模太陽光発電所の建設を計画する皆様へ）
- (3) 太陽光条例パンフレット

（お問い合わせ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県農政環境部環境管理局

水大気課環境影響評価室（藤原）

TEL：078-341-7711（内線 3335）

FAX：078-362-3914

E-mail：Takuhiko_Fujiwara@pref.hyogo.lg.jp